

2017年5月31日

関係各位

野村證券株式会社

当社元社員の逮捕について

本日(5月31日)、当社元社員が詐欺および窃盗の容疑で警視庁に逮捕されました。

当社において、このような事件が発生し、お客様、株主の皆様ならびに関係するすべての皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

当社豊橋支店元社員(2016年12月19日付懲戒解雇)は、2010年4月から2016年4月にかけて7名のお客様から野村カードを詐取し、暗証番号を聞き出したうえでこれを利用し、ATMから約2億7,000万円を引き出し、着服していました。当該元社員は不正に得たその資金を、生活費、遊興費等に充てていました。

当社では、2016年5月にお客様からいただいたお問合せを受け、直ちに社内調査を実施し、事案の解明に努めました。その結果、上記の内容が判明したことから、警察に相談をするとともに捜査に全面的に協力し、2017年5月25日には警視庁に上記内容の告発状を提出いたしました。被害にあわれたお客様には当社より既に弁済を完了しており、監督官庁である金融庁への届出も行っております。

2. 今後の対応

当社は、事態の全容解明に向け、引き続き警察の捜査に全面的に協力していくとともに、元社員に対し、当社がお客様に弁済した金銭の返済を求めています。

3. 再発防止に向けた取り組み

当社では、本件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の強化策を実施しております。また、法令遵守の徹底および高い職業倫理の醸成に取り組み、再びこのような違法行為が行われることのないよう、全社をあげて社内教育を徹底してまいります。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

<再発防止に向けた取り組み>

- (1) ATM出金に関するモニタリングの強化
- (2) 野村カードの不正利用防止措置の強化
 - ① 口座開設時の原則不発行化
 - ② 長期未使用カードによる出金に関する制限措置の導入
- (3) 管理職による社員行動の確認態勢の強化
- (4) 長期在籍社員に対する管理・牽制の強化
 - ① 連続休暇取得時等におけるお客様確認の実施
 - ② コンプライアンス研修への緊急招集による牽制態勢の強化
- (5) お客様への注意喚起や取引状況の確認機会の確保
 - ① 注意喚起文書のホームページ掲載やお客様への送付
 - ② 電子書面を長期未確認のお客様に対する報告書等の郵送
- (6) 法令遵守意識の醸成を図るための研修のより一層の強化

以上